

介護保険法第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があった。

事業所番号	サービス種類	事業所名	事業所〒	事業所住所	事業所電話	事業所FAX	状態	変更 年月日	申請(開設)者名	申請(開設)者住所	代表者名	代表者職種
3771500935	訪問入浴介護	綾川町社会福祉協議会 訪問入浴介護事業所	761-2305	綾歌郡綾川町滝宮 276番地	087-876- 4221	087-876- 4756	廃止	2021/5/1	社会福祉法人綾川 町社会福祉協議会	綾歌郡綾川町滝宮 276番地	谷岡 学	会長
	介護予防訪問入浴介護											